

# 札幌市立手稲西中学校いじめ防止基本方針

令和6年3月25日改訂・令和7年2月加筆訂正

いじめは、どの学校でもどの生徒にも起こりうる問題であり、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうる。手稲西中学校のすべての生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの組織的対応に、すべての教職員が取り組んでいく。

そこで、本方針は、札幌市の人間尊重の教育の理念に基づき、本校のすべての生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止対策推進法」（以下法）及び「札幌市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、いじめ問題を根絶することを目的にここに「いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1、いじめの定義及び基本的理念

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめ防止対策推進法（以下「いじめ法」という。では、以下のとおりいじめを定義している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

### ★具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※ 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめに関しては次の3つの認識を教職員間で確認する。

ア、いじめはどの生徒にも起こりうる。（被害者としてだけでなく、加害者としても）

イ、いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を奪い、将来に渡って心に傷跡を残す。

ウ、いじめは教師や保護者の目の届かないところで行われていることが多い。

以上のことから

**「どんな理由があろうともいじめは人間として絶対に許されるものではない」と**の認識を日常の学校教育活動を通して生徒に指導し、家庭・地域においては学校の取組を情報提供していく。学校は、いじめられた生徒を徹底して守り通すという姿勢を日頃から貫き、生徒や保護者、地域から信頼される教育を実践していく。

## 2、いじめを未然に防止するために

### (1) 校内の組織

#### **いじめ対策委員会**

##### 《構成員》

学校長（責任者）、◎生徒指導部長、○教頭、（主幹教諭）、学年代表、特別支援学級代表、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※他の構成員が必要な場合は委員長がこれを招集する。

※構成員全員が揃わない場合、出席可能な構成委員で会議を開催する。

※校長は責任者としていじめ防止等に係るすべての取組を監督する。

※校長が不在時は、教頭が責任者の役割を担い会議を行う。また、校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決裁を得る。

※構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

① 定例会は月に1回を開催し、情報交換を行う。（行事予定に掲載）

② この会の招集は委員長が行う。

③ 会議録を作成し、校長の決済を得る。

④ 場合によっては、校内学びの支援委員会や生徒指導委員会の組織を兼ねて行う場合がある。その際は、学校いじめ対策組織としての会議部分の記録は、いじめ対策委員会の会議録へ記録する。

##### 《役割》

① 学校の基本方針に基づく具体的な年間計画を作成する。

② いじめの認知や解消の件数等を確認する。いじめアンケート実施後は、アンケート結果の面談等の検討を行う。

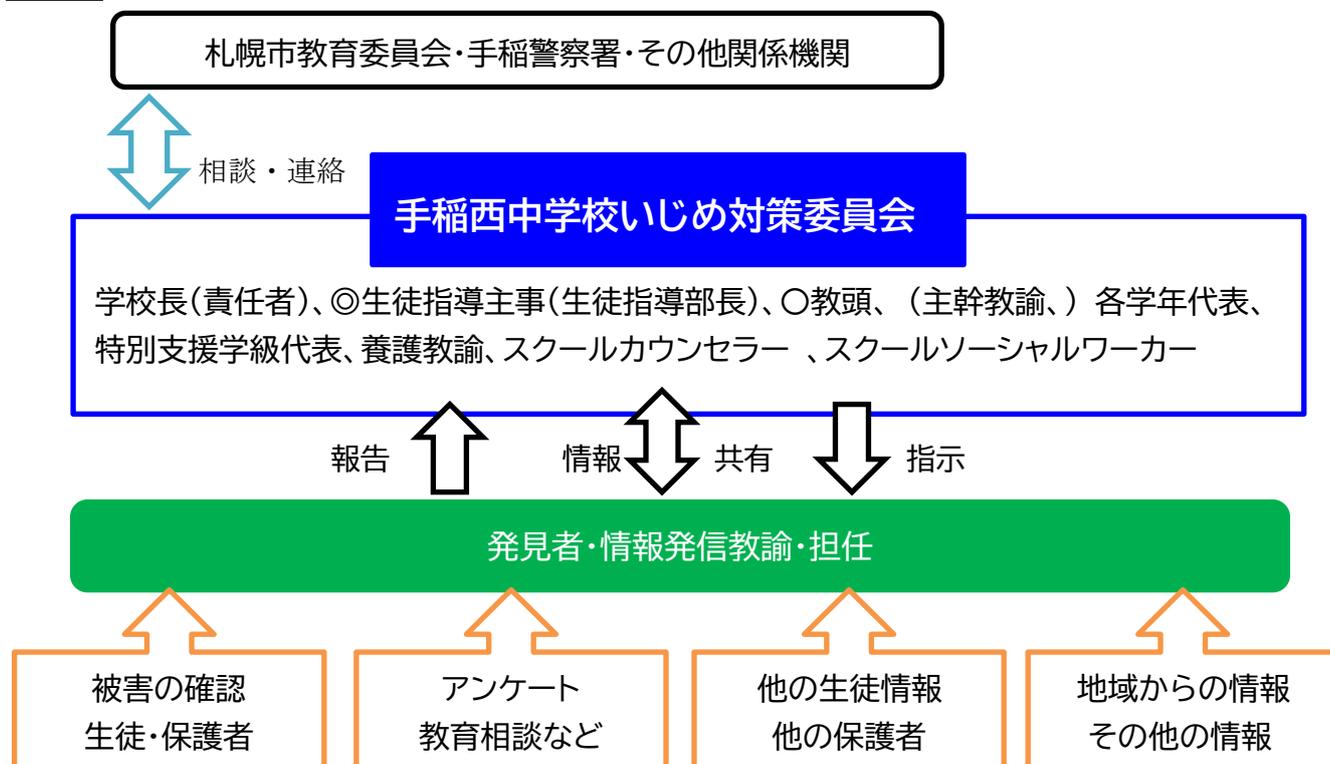
③ いじめやいじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有、対応を行う。

④ いじめや生徒指導に係る教職員の資質向上のための校内研修を実施する。

⑤ 学期ごとに取り組みの進捗状況、いじめの対応の検証と評価、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。（PDCAサイクルの確立）

- ⑥ 事案発生時における迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導及び支援方針・役割分担の決定、保護者との連携を行う。
- ⑦ いじめ重大事案と判断される内容については、校長及び教頭の判断の下、関係機関との連携を図り対応する。

## 組織図



## (2) いじめの未然防止教育の充実

### ①人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、決して許されるものではない」ことを、生徒に理解させる。
- ・お互いの個性を認め合い、相手を思いやる、相手の立場、気持ちを考えることができ言動にそれを反映できる生徒の育成を図る。

### ②道徳教育の充実

- ・「命を大切にする指導」の徹底(道徳、特活、学活、各教科)
- ・全学年でいじめ防止のための道徳実施。合わせて「子どもの権利条約」の概要説明とパンフレット配布。
- ・いじめ防止のための道徳を受け、「いじめ防止標語づくり」の取組を行い、全校投票で優秀作品を選出して掲示物を作成。(生活常任委員会)

### ③体験活動の充実

- ・日常の学級活動・授業・学校行事・生徒会活動など様々な取組を通して、協力してやり遂げる達成感、満足感、充実感で自らを、また集団を成長させる生徒の育成を

図る。

- ・福祉体験やボランティア体験、自然体験等を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

④全職員の意識向上を図るために

- ・いじめに取り組む方針の明確化（年度当初職員会議）と公表（学校要覧、学校便り、新入生保護者説明会、入学式後学級PTA、PTA入会式、等）
- ・全教職員の危機意識の向上のための研修会（ゲートキーパー研修会、各種研修会参加報告 等）

⑤保護者・地域に対して

- ・教育相談アンケート実施、市教委アンケート実施。
- ・学校運営説明会、各学年PTA集会での学年経営方針説明、経過、結果報告。（年3回）
- ・学校便りの地域への配布をとおして学校の方針や考え方を理解していただく。
- ・学校運営協議会、PTAと連携しながらいじめ防止に取り組んでいく。

⑥取組の具体的な実施計画といじめ対策委員会の動き

学期	月	いじめ未然防止の全校の取組	いじめ対策委員会の動き
I	4	・西中のいじめへの取組説明学活	・定例会
	5	・いじめアンケート①、学校説明会で保護者への説明	・定例会
	6	・教育相談日（4日間）	・教育相談の結果報告会
	7	・いやな思いアンケート① ・学期末三者懇談会	・アンケート結果分析と三者懇談の結果報告会
II	8		
	9	・いじめアンケート②	・定例会
	10	・教育相談日（4日間） ・道徳において「いじめ」の題材に取り組む①	・定例会
	11	・悩みやいじめに関するアンケート調査（市教委による） ・道徳において「いじめ」の題材に取り組む② ・校内いじめ防止標語作り	・アンケート結果分析の会
	12	・学期末三者懇談会 ・校内いじめ標語全校投票	・三者懇談の結果報告会
III	1		・定例会
	2	・いやな思いアンケート②	・アンケート結果分析の会
	3		・定例会と次年度へ

**3、いじめを早期発見するために**

- (1) 全校体制でアンケート実施、年4回（5月、7月、9月、2月）。

- (2) 心の健康観察アプリ（シャボテンログ）の日常的な活用、および市教委アンケート実施の際の活用（11月）。
- (3) 教育相談（6月、10月）期末三者懇談（7月、12月）など相談機能の充実
- (4) 生徒が日常いつでも相談しやすい環境づくり。（自己管理手帳、毎日の生活学習記録表、教師と生徒との日常のコミュニケーション、信頼関係の構築）
- (5) 小さなことでも異変に気づいたら、報告、連絡、相談し、スクールカウンセラー、相談支援パートナーも含めた全教職員での情報共有を図る。

#### 4. いじめへの早期対応(いじめに対する措置)

(1) 生徒が何らかのサインを訴えてきたり、いじめを認知したりした場合は、次の対応をとる。

①速やかに組織的な対応をする。

担任だけでなく、該当学年、生徒指導部が対応にあたる。いじめ対策委員会で情報を共有し、今後の対応を協議する。

②何らかのサインを訴えてきた生徒の安全・安心を確保する。

情報の出どころが明るみにならないような配慮し、日常の活動の見守りを行う。

③事実関係の確実、正確な把握を行う。

加害者側と思われる生徒への事実確認については、最初から決めつけるのではなく、まずは中立的な立場をとる。事実確認をしながら指導をいれるのではなく、事実確認と指導は明確に分ける。事実が判明したのち、学校側は被害者側の生徒の立場に立って加害者側の生徒に指導を行う。

ア、いじめた生徒について

- ・いじめは決して許されない行為である。こちらが「ふざけていただけ」といっても相手が「いじめられた」と思えば、それは「いじめ」である。
- ・今後の学級、教室以外での校外における生活の指導。
- \*悪質、犯罪性の高い場合は警察、児相、など関係機関との連携を視野に入れる。日常的に関係機関の担当者と連携を図っておく必要がある。
- \*他校に関わる場合は他校との連携のもと、指導は慎重に行う。

イ、いじめられた側の生徒について

- ・心のケアなどを、担任のみならず、学年所属、スクールカウンセラー、養護教諭を中心に、全教職員の間で共通認識を持っておく。
- ・事後も定期的に相談活動を行い、全教職員が見守ってくれていることなどを伝えながら、本人が安全・安心な学校生活を送れるように励ましていく。

④保護者との連携

いじめられた側の保護者とは特にこまめに連絡を取り合い、進捗状況などを報告していく。いじめた側の保護者には事件の概要がわかりしだい連絡をする。場合によっては被害加害両方の本人・保護者に学校に来校してもらい、学校側と今後の次善策を検討していく。事後も学校側は関係生徒の行動や言動を注意しながら見守り、必要な支

援を行い、再発防止に努める。

#### ⑤教育委員会への報告。

学校から教育委員会へいじめの発生及び対応について必要に応じて、適宜報告するとともに、対応についての助言を得る。

#### ⑥いじめの解決に向けた生徒への働きかけ

- ・周りを囲んだり、はやし立てたり、見て見ぬふりをするのは、いじめを深刻化させる。いじめられている生徒からすると、見て見ぬふりをする生徒、いじめの事実を黙っている生徒も、いじめを行っている生徒と同じに見えてしまうことを理解させる。
- ・「注意や相談などしたら、次は自分がいじめられてしまう」ことを恐れ、いじめの悩みを打ち明けられない個人や、集団に対しては、「いじめの解決に向けて勇気をもって相談をしてほしい」と訴える。
- ・日常からお互いの個性を認め合い、一人はみんなを、みんなは一人を大事にできる学級集団や生徒の育成を図る。
- ・相手を思いやる、相手の立場、気持ちを考えることができ、言動にそれを反映できる学級集団や生徒の育成を図る。
- ・日常の学級活動や大きな行事など様々な活動を協力してやり遂げる達成感、満足感、充実感で自らを、また集団を成長させられる生徒の育成を図る。

### 5、いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、いじめの認知および解消については、学級担任などの個人に委ねず、校内いじめ対策委員会で判断をする。
- (2) いじめの解消の目安である3か月間に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害生徒及び保護者との面談を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて加害生徒の保護者に対しても、学校における状況などを共有し、保護者と連携して指導を行う。
- (3) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

### 6、緊急時の対応について

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて、学校と連携して対応に当たる。

### 7、いじめの解消と再発防止に向けて

- (1) いじめの解消

- ①いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの階段に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒を日常的に注意深く観察する。
- ②いじめの被害生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等は、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行う。
- ③生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すことをもって達成される。

#### ★いじめが解消している状態の要件

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が、止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ・被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 8、重大事態への対処（「法」第28条及び第30条）

### 1 重大事態への対処概要

- (1)教育委員会又は学校は、いじめの重大事態※に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※重大事態とは（国の方針）より）

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとは、次の様なケースなどが想定される。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
  - ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- (2)教育委員会又は学校は、(1)の調査を行ったときは、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3)教育委員会は重大事態が発生した旨を市長に報告する。報告を受けた市長は、必要と認めるときは、(1)の調査の結果について再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

## 2 重大事態への具体的な対応

### (1)重大事態発生への報告

- ・学校から教育委員会、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。

### (2)調査主体の判断

- ・教育委員会が、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校か教育委員会のどちらを調査の主体にするか判断する。
- ・教育委員会は、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないとか、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が主体となって調査を実施する。
- ・A<学校が調査主体>、B<教育委員会が調査主体>のどちらとなる場合でも、組織を設けて調査を行うこととなる。この組織の構成については、弁護士、児童精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等が考えられる。

※この組織は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成し、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

### (3)調査の実施

①調査の目的は「事実関係を明確にする」ことであり、下記のような事柄を可能な限り網羅的に明確にすることである。

- ・いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
- ・学校・教職員がどのように対応したか。

### <留意点>

※この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきであること。

※この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

### ②調査の方法

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。

調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

#### (4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する

※この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

##### A 〈学校が調査主体〉

※学校の調査組織に弁護士などの専門家を加える。

※教育委員会の支援（予算、事務等）

##### B 〈教育委員会が調査主体〉

※教育委員会が設置する附属機関  
札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会（26年10月設置）

② 児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受ける

※上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。

#### (5) 再調査及び措置

① 再調査の実施

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校または教育委員会の調査の結果について調査を行う（再調査）。再調査を実施するに当たっては、専門性や中立性を有した第三者による客観的な調査を確保するため、附属機関を設けて調査を行う等の方法により行う。

なお、従前の経緯や事案の特性等から、必要に応じ、学校や教育委員会による調査と並行して市長による調査を実施する場合もあるが、その際は、調査対象となる児童生徒等の心理的な負担等にも十分配慮して行う。

また、再調査を実施する場合は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、市長は、再調査を実施した場合には、個々の事案の内容に応じ、関係する児童生徒等のプライバシーに対して必要な配慮を行いながら、その結果を議会に報告する。